

# 公益財団法人公益法人協会 第13回評議員会議事録

1 開催日時 平成26年6月26日(木) 14時～16時33分

2 開催場所 アイビーホール3階「シノノメ」

3 評議員総数及び定数

総数 26名、定足数 14名

4 出席評議員数 19名

(出席) 石山 勉、伊藤博士、大西健丞、大貫正男、金子隆之、小西恵一郎、笹部俊雄、  
渋谷雅英、高橋陽子、谷井 浩、鶴見和雄、徳川義崇、中野佳代子、野村 萬、  
巻島一郎、松澤 聡、宮崎幸雄、茂木義三郎、矢内 顯

注) 大西評議員は第2号議案説明時の14時17分に着席した。

(欠席) 伊藤道雄、今井 渉、今村泰弘、黒田かをり、茶野順子、轟木洋子、深尾昌峰

(監事出席) 谷村 啓、中田ちず子

(理事出席) 太田達男理事長、金沢俊弘専務理事、鈴木勝治専務理事

(議案説明及び報告) 太田理事長、金沢専務理事、鈴木専務理事

5 議 案

決議事項 第1号議案「議事録署名人の選出」の件

第2号議案「平成25年度事業報告並びに同附属明細書の承認」の件

第3号議案「平成25年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同  
附属明細書並びに財産目録の承認」の件

第4号議案「評議員の補充選任」の件

報告事項

○ 長期(10カ年)経営計画『Project Coming10』報告

○ 「クローズアップ現代」放映内容と公法協の対応

○ 定例報告事項

(1) 理事会の決議・承認内容について

(2) 公益法人に関する税の動向について

(3) 公益認定等委員会の動向

① 内閣府会計研究会「検討状況」に関するパブコメについて

② 最近の公益認定(不認定)について

(4) 職務執行報告

① 内閣府委託相談会の状況

② 「草の根支援組織応援基金」配分等の状況

③ トップマネジメント・セミナー2014

④ 非営利法人格選択に関する実態調査

⑤ 2006年英国チャリティ改革後の変容調査

⑥ 会員入退会の動向

## ⑦ その他の職務執行報告

### 6 会議の概要

#### (1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事より、評議員総数26名中、現在18名が出席、1名は遅れて出席予定であり、7名欠席であること、したがって開催要件の定足数たる過半数14名以上を充足していることを確認し(その後1名が着席し、出席評議員は19名となった)、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。

#### (2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、高橋評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

### ○ 決議事項

#### 第1号議案「議事録署名人の選出」の件

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、松澤 聡、茂木義三郎の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

#### 第2号議案「平成25年度事業報告並びに同附属明細書の承認」の件

#### 第3号議案「平成25年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認」の件

議長の求めに応じ、第2号議案、第3号議案の説明が続けて行われた。

初めに理事長より第2号議案について、平成25年度事業計画にある5つの基本方針の実施状況等の総括につき、次のとおり事業報告があった。

#### [事業報告]

＜基本方針1＞「新法による法人運営の支援を、出版、Web、相談室、セミナー等各事業で強力に推し進める。併せて行政庁による監督が新法の理念に則し適正に行われるよう監視と要望を続ける」

法人の設立、会計や税務に関する新刊書を3冊発行し、相談室、セミナーも所期の成果を挙げたが、全体として事業収益が下がり、特に収益源の一つであるセミナー事業は採算が悪化している。また、内閣府に対しては、問題発生のつど要望等を継続している。

＜基本方針2＞「新たな一般法人に注視し、情報取得と分析調査し、その公益活動の推進を図るため支援に努める」

日本NPOセンターとの初の共同プロジェクトとして「非営利法人格の選択に関する調査研究」を25年11月より開始した他、新設一般法人1,600に対して2月にアンケートを実施、一般法人が行う社会後見活動状況の把握、分析に努めた。

＜基本方針3＞「公益認定法、公益信託並びに一般法人法について前年度までの研究・調査実績に基づき、改善に向けた要望活動を行う」

自民党、内閣府等に対して政策提言、認定法の運用改善、税制拡充等の要望活動を行ったが、今までのところ前向きな反応を引き出すには至らなかった。

＜基本方針4＞「民間公益活動促進及び寄附文化醸成を目的として、そのインフラとなる情報開示及び会計基準の在り方を検討するための調査研究等を行うとともに、実現に

向けて改善要望を行う」

内閣に対する情報開示の促進要望については、一部利便性の改善という成果を得た。

また、内閣府会計研究会に対応し、会計基準のあり方に関する提言活動を行った。

<基本方針5>「東日本大震災関連事業では、長期的な支援活動のあり方を検討する」

23年度「救援基金」に続き、理事会の承認を得て「東日本大震災 草の根市民組織応援基金」を立ち上げ、募金により1,652万円の寄附を集め、第1回配分として現地で支援活動を行う20団体へ930万円余を助成した。

<管理部門他>

決算関係は後で報告するが、3年連続の赤字となり申し訳ない。明るい材料としては、活動・財務の基盤となる普通会员等が増えていること。25年度は準会員制度を廃止したので、会員数自体は減少しているが、普通会员・特別会員の増加により会費収益の見込み額は増加している。

また、「事業報告の内容を補足する重要な事項」については、本文ですべて説明をしているので作成しない旨の説明があった。

[計算書類等]

続いて、議長の求めに応じて、金沢専務理事より第3号議案について次のとおり説明があった。説明によると、25年度は経常増減で611万円の赤字のマイナスとなった。二期連続黒字のあと三期赤字が続き、これに伴い流動資産も減少した。別資料をご覧のとおり、会費収入は前年度を上回ったが、事業収益は、22年度以降は総じて減少しており、特にセミナー事業の参加者率の減少対策が緊急課題である。費用面では人件費は低減しているが、この理由は、人件費の削減効果もあるが、多くは常勤職員等の退職を契機に有期雇用や派遣等に切替えたためである。物件費についてもさらに効率性を求め、圧縮を図る必要がある。以上であった。

議案説明の後、中田監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

第2号議案、第3号議案について、次の質疑応答があった。

(小西評議員) 24年度1200万、25年度600万の赤字となったが、黒字転換への方策を執行部はどのようにお考えか。

(太田理事長) 移行支援のための事業を行ったこの数年間に、人件費・物件費が膨れ上がっており、特需が一段落した後も、費用を収益に見合った額に落とし切れていないということが一番大きな理由である。従来は予算組みの際、収入を増やして予算の均衡を合わせていたところがあったが、26年度予算では費用を削減する考え方で作成した。移行バブルが終わり、経費をスリム化する対応が遅れていたと感じている。

(鶴見評議員) 基礎収益力が低下している。26年度予算はすでに承認しているが、補正をするぐらいの考えが必要ではないか。基礎収益力の向上が喫緊の課題という説明があったが、現在のお考えをぜひ教えて欲しい。

(太田理事長) 先ほどと重複するが、本年度予算を作成する段階で経常費用を削減している。収入に見合うスリムな体制に転換することが遅れていたが、人件費では残業の削減による時間外手当の低減化、また、事業の外注等によるコスト削減は、例えばNOPODASのサーバーをクラウド化することにより費用を大幅削減している例もある。一つ一つ費用の中身を分析し、予算を組むことで対応している。

(小西評議員) 資産運用、資金は円貨だけか、それとも外貨も入っているのか。

(太田理事長) すべてが普通預金か定期預金である。運用(インベストメント)という概念は、僅か5000万円程度の資金しかない現在の公益法人協会にはない。

(小西評議員) 正しい予算編成のためには、予算理事会の際に精度の高い決算見通しを提示すべきではないか。

(太田理事長) 25年度決算の見通しは26年度予算時に説明し、それを参考にして予算を審議いただいた。見通しが甘く、300万円のプラスの見立てが600万円のマイナスとなった。26年度は経理業務についても一部外注し、月次決算ができるようになるなど、会計の精度は高まっていると考えている。

(矢内評議員) メール通信の配信先が、会員数のほぼ倍ある。登録者数の増減はどのような具合か。

(太田理事長) 役員等が名刺交換した方のアドレスに配信しており、その数は年々増える一方である。

(矢内評議員) それは良いことなので、会員になることを条件とせず、当協会の社会的責任から今後もぜひ進めてもらいたい。

(高橋議長) 財団法人であるが賛助会員制度を採られており、他は事業で収益を上げる以外に大きな収益源はない。事業型の財団や社団法人は収益確保に苦勞しており、NPO法人では震災から数年たち、寄附金や助成金の収入が目減りしている。公益法人協会の例は、従来の公益法人だけでなく、今後の非営利法人の経営の一つの事業モデルになるのではないかと感じている。

以上、第2号議案、続いて第3号議案を審議の結果、両案とも原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

#### 第4号議案「評議員の補充選任」の件

議長よりも、理事及び監事の総数はそれぞれ定数の上限にあるので、改選はないこと、また、評議員は辞任及び死亡退任により総数は本日現在26名であり、さらに本評議員会の終結をもって1名が辞任するので25名となる旨、説明があった。新たな評議員候補者1名は、書面による役員等候補選出委員会において、理事会から推薦された候補者について審議し、本評議員会へ提出する候補者として選出された旨、配布資料をもとに説明があった。

続いて、議長の求めに応じ、理事長から候補者について説明があった。

審議の結果、次の候補者を評議員に選任することを、出席評議員全員一致で可決した。

振角 秀行 (一社)信託協会専務理事

任期は、選任された日から平成30年定時評議員会終結の時まで。

なお、次の評議員3名の辞任又は死亡による退任が報告された。

四戸靖郷（4/28に逝去）、上野 宏（6/18付で辞任）、今村泰弘（本評議員会終結をもって辞任）

## ○ 報告事項

次のとおり報告があった。

### ・長期(10カ年)経営計画『Project Coming10』報告

同プロジェクトの外部委員の一人である鶴見評議員から、報告があった。

報告によると、公益法人制度改革による移行期間が終わり、公益法人協会には今後、公益セクターのニーズに応える能力と市民社会の目に耐え得る体制が要求されている。公益セクターのハブ的な役割が期待され、主力とされる事業は、主に「キャパシティ・ビルディング」及び「アドボカシー」の2つ。執行体制は、従来はどうしてもトップダウン方式であったが、この方法は決して否定されるものではなく、意思決定の効率化という面ではよい。半面、人材育成を阻害する要因ともなる。実は私の(公財)プラン・ジャパンも、その問題に直面したことがあったが、今後は公法協もトップダウンとボトムアップの融合、組織文化の醸成が必要となるであろう。委員会の議論としては第一に、ノウハウをもつ公法協が公益セクターで主導的、ハブ的な役割を果たし、仲間の法人を増やすこと。二番目に他の非営利団体と連携、協働を果たすこと。三番目は法人格を超えたネットワークづくり。これを実現していくためには執行部自身の実行力、組織力が重要になる。ガバナンスのあり方は、時間的制約があり突っ込んだ議論はできなかったが、事業を支える事務局の執行体制の充実、職員の育成が重要であり、チームリーダー制にも言及した。換言すると、自らが課題解決する能力、職務分掌の明確化や、働きやすい環境は不可欠である。また、財務基盤の拡充は事業型の法人では頭の痛い問題であるが、達成するには思い切った事業の集中と選択が肝要である。現行会員制度は存続することが必要であるが、さまざまな会員のニーズに対応できるよう、機能を強化すること。寄附金、助成金は非営利団体では重要であるので、選任の役職員を明確に配置すること。今回は、報告書を理事長に手渡すだけでなく、果敢に実行して、目標に到達するためのプロセスに意味がある。計画実行は理事・評議員一人一人の責任でもあり、今回が第一歩である。今まで以上に、内部委員の意見を採り入れ、新しい芽を摘まないでいただきたい。昨日のワールドカップサッカーの日本代表はコロンビアに敗退したが、今回のチャレンジは公法協の長い歴史でも初めてである。コロンビアの巧妙さに劣らず、前進すること。敗退の文字はない。以上であった。

本報告につき、次の質疑応答があった。

(宮崎評議員) 会費とファンドレイジングの問題では、法人会員と個人会員をどのように切り分けていくか。個人の自己改革・自己変革と、法人改革・法人刷新は異なる。個人は価値観、倫理観の問題、それに対して法人は、理念・基本方針の問題に関わる。特に、法人会員に関しては、移行までは法人会員の公法協に対する高いニーズがありそれに伴う収入があった。移行手続き終了後、法人会員(費)をどのように維持・発展させるのか。個人会費を含めて会費は公法協の持続的安定財源となりうるのかお尋ねしたい。

(鶴見評議員) 将来的な財務基盤を考慮した場合、事業継続の点からみると多様化すべきではないかという議論があった。公法協の会員は企業財団が多いということだが、市民社会に近づけば近づくほど、サービスはパッケージ化する必要がある。ただ、今回の Coming10 委員会では枠組みを作った段階であり、これからの議論になる。早急に、第二段階の委員会を立ち上げて欲しい。また、市民社会との距離感を縮める手段はある。公益セクターを担う若者たち(ユース)の取り込みなどがそれである。さらに躍動感を持った理事会・評議員会の運営を望みたい。

(小西評議員) 次世代リーダー像について。カリスマ性、リーダーシップに秀でる太田理事長は、余人を以て代え難い。事務局長の公募については、代表理事兼事務局長制を採用している法人を、私は公益法人協会の他に知らない。奇妙な体制であり、言わば、代表取締役社長と社員の代表である労働組合委員長が兼務という状況だと思うがどうか。

(鶴見評議員) プラン・ジャパンでも、31年の歴史の中で専務理事が事務局長を兼任した時代が長かった。それでは職員が育たないと感じ、人件費は2倍かかるが4年前に完全分離した。経営と執行が分離した一つのモデルケースではないかと思っている。職務権限をどう分けるのかはモチベーションの問題にも繋がるが、4年経った段階で元に戻す考えは全くなく、公募制を堅持していこうと考えている。社内の職を含めてすべて公募である。

(小西評議員) 代表理事は最終的に理事会が選ぶものであり、完全な公募は、事務局長だけではないか。

(鶴見評議員) 私見であるが、新制度による新しい点は代表理事であり、代表理事が組織運営の全責任を担うということ。現場で業務を執行する事務局長に、全責任を負わせるわけにはいかない。欧州では兼任を絶対に認めていないし、米国でも兼務は異例だ。お答えになっていないかも知れないが。

(巻島評議員) 公法協は非営利文化の担い手であり、感動を覚えている。一方、活動を活性化し多様になればなるほど財政は困難になる。不動産証券化協会でも、法人会員と個人会員があるが、法人会員からは出向者を受け入れており、現在は十名程度である。また、会員法人に対しては会員の拡大を図るための入会勧誘の依頼を、今年度の事業計画に盛り込んだ。横断的で異業種の多い非営利法人の世界では、事務局がハブになることは難しいと思う。公益活動という面では共通項があるものの、会員がコミットメントし助けていかないと、脱却は難しいのではないだろうか。

(高橋議長) 巻島さんは事務局長兼任の専務理事？

(巻島評議員) 専任の専務理事であり、事務局長は別に置いている。

(谷井評議員) 結局、評議員として、自分に何ができるかということが大事だ。そういった意味で、会員を増やすよう、努力したい。自戒を込めて。

(太田理事長) Coming10 の外部委員・内部委員のご尽力、また今日は各評議員からご意見をいただき、心から感謝申し上げます。報告を受けっ放しにせず、逐次、できるものは実行していかななくてはならないと考えている。実行計画を検討するため、理事・評議員、職員も含めた有志で懇談会・打ち合わせ会を実施したいと思っているのでよろしくお

願いたい。また、市民社会との距離感の問題については、本当は我々はそのど真ん中にいると考えているが、気がついてもらえていない点が課題だと思う。

・「クローズアップ現代」放映内容と公法協の対応

理事長より、NHKがさる5月27日放映した同番組の「検証・公益法人制度改革」において、十数年も前に不詳事件を起こした旧KSD・漢字検定協会の看板画面をイントロとして、100億円の解散法人の資産が行方不明であったこと、節税目的の財団設立セミナーの会場風景、詐欺まがいの投資勧誘をした一般法人のパンフレットなど放映され、公益法人や一般法人のイメージダウンと信頼性低下を招く番組構成がなされたことが報告され、公益法人制度改革の検証というからには、負の側面だけでなく正の側面も合わせて取り上げなければ公正な報道とは思えないことから、近々NHKに対し申し入れを行う旨の説明があった。また、これは本件とは関係ないが、以前から計画していた公益法人改革の総括を主題として、7月8日にマスコミ懇談会を開催するので、ぜひ参加いただきたい、とのことであった。

・ 定例報告事項

- (1) 理事会の決議・承認内容について（説明省略）
- (2) 公益法人に関する税の動向について

金沢専務理事より、5月28日、公益法人協会が政府税制調査会及び同調査会法人課税ディスカッショングループに提出した要望書について説明があった。報告によると、社会福祉法人の行う介護保険事業と保育事業は、特例として収益事業から除外され非課税であるが、他の経営形態（株式会社やNPO法人）は課税というイコールフットィングの観点から法人税の見直しが進められている。公益法人の行うこれら事業は、公益目的事業として行う場合は非課税であるが、イコールフットィングの観点から課税となるのか、また、中長期の課題として、受取配当金等の益金不算入制度、中小企業の軽減税率、税額控除方式と所得控除方式の選択制（租税特別措置法）等も見直しの検討課題となっており、当協会では、現行税制を維持する旨の要望書を提出するとともに、関係方面の意見を聞いているところである。

（太田理事長）財務省によるリークがあるのか、社会福祉法人が報道のターゲットとなりしきりにたたかれているが、そばにいる我々もトバッチリを受けるかも知れない。非営利セクターとしては協働して頑張っていくべきと考えており、NPOセンターとも意見交換を行っている。

(3) 公益認定等委員会の動向

- ① 内閣府会計委員会「検討状況」に関するパブコメについて（説明省略）
- ② 最近の公益認定（不認定）について

鈴木専務理事から、まず移行期間中の公益不認定処分について説明があった。報告によると、内閣府で3件、地方行政庁で8件の不認定があり、うち新設法人は2件であった。これまでの不認定には、認定法等に基づいたそれなりの理由があると思われるが、今回取り上げた最近の（一社）日本尊厳死協会の件は、従来とは異なった理由により不認定となっており、様相が違う。不認定の理由として行政庁は、盛んに尊厳死の法制化と

の関係に言及しており、法制化に至っていない現状では医師に法的に裏付けのない尊厳死を促す結果になり、医師の立場を不安定にする、と。しかし、実際に尊厳死は、法律がなくても医師会のガイドライン等により行われていることがあり、法制化との結びつきは必然であるわけではなく、医師が行う終末医療がリビングウィルのみに拘束されることはない。これは事実誤認であると思われ、公益認定基準としても、医師を不安にさせるから認められない、というのは論理としてはおかしいのではないかと考える。また、立法権は国会にあり、国会に先立ち、立法に関わることを内閣府が判断する結果となることはできない、という論理についても疑問がある。当協会では関係各方面にヒアリングしているが、医師会は現時点での法制化に反対表明しているが、リビングウィルの扱いは各医師任せ、というスタンスと思われる。なお、付言として政治活動は公益が大きい場合はそれを行ってもよい、という論旨は、公益法人協会をはじめとする公益法人のアドボカシーを除外するリスクに繋がり、非常に問題であると感じている。

本報告につき、次の意見、質疑応答等があった。

(太田理事長) 尊厳死協会は40年も平穏かつ公然と二十数万の方からリビングウィルを預かり、十数万の方がすでに亡くなっている。リビングウィルは医師を法的に拘束するものではなく、当然医師には延命治療をする、しないの裁量権がある。医師の専門的判断による延命措置は当然可能である。また、非営利法人が政治活動をやってはいけないのかどうか、という大きな問題がある。政治活動は市民組織の基本的な権利である。慎重に考えなくてはならない問題だが、公法協としてこのまま沈黙することは考えられないので、認定等委員会には何らかの意見表明をするべきかと考えている。

(大貫評議員) 理念を具体化するためには、政治活動は許されて然るべきだと思う。公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートでは、政治家に対しても積極的な法改正等の提言を行っている。このケースでも、医者は拘束されないはずであり事実誤認であろう。公益法人が政治活動をなぜしてはいけないのか。最近、保守的な傾向が強まっているが、家族制度の在り方とか根拠のない不安によるものではないか。公益法人協会から、きちんとした提言をしてしかるべきと思う。

(谷井評議員) 素朴な理由を示してまで不認定にすることには、何らかの背景があると思う。正しいことをやるにしても、本件は宗教観に絡む可能性があり、想定しない形に話が進むことがあるので、背景を調査してから臨んでいただきたい。行政不服審査や裁判所など、司法判断に任せることも必要かと思う。

(鈴木専務理事) 現時点では把握し切れていないところがあるので、一層調べたい。政党・議員間においても意見に幅があり、この問題に関しては一枚岩ではない。尊厳死協会がどのように考えるかという問題もあるので、先方の理事会等の判断を待っているところである。

(茂木評議員) 論点がよく分からない。公益法人協会として、尊厳死がどうかというのを前面に立てて議論するのはおかしいのではないか。むしろ、18の認定基準には適合しているので不認定は適切ではないという議論は可能だが、尊厳死の問題自



体に踏み込み過ぎると、変な方向に向かうのではないだろうか。

(鈴木専務理事) ご指摘のとおりで、認定要件の範囲での話をしようと考えている。

(松澤評議員) (一社)日本尊厳死協会は公益法人協会の会員なのか。また、会員として手助けを求めてきた場合に何ができて、理事会の決議が必要だとか、手続上の問題は発生するか。

(太田理事長) 会員であるが、尊厳死協会自身が支援を求めてきたことは一切ない。会員でなくとも、不認定の理由に納得しがたいものがあれば、今後も何らかの対応をとりたい。法律に照らして不適切な処分であることを明確にし、法律論で議論を戦わせる。根拠のない不認定には警鐘を鳴らす、ということである。

(谷井評議員) 法律論に限定するのであれば、執行部のご意見を支持したい。

理事長より出席者に対して、時間の制約上、定例報告事項のうち(1)、(3)①及び(4)職務執行報告については、配布資料をお読みいただきたい旨の要請があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時33分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

平成26年7月//日

議 長 高橋 陽子

議事録署名人 松澤 聡

議事録署名人 茂木 義三郎

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会

総務部総務担当課長 加藤 利文  
総務部 松野亜希子

